



千葉県における 自動車リサイクル制度に係る施行状況と課題

令和7年10月21日
千葉県環境生活部ヤード・残土対策課



1. 本県の現況
2. 行政指導・行政処分の状況
3. ヒアリング事項
 - ① 使用済自動車にかかる動向把握
 - ・オートオークション等の問題点
 - ② 不適正な解体業者等の実態把握と対応の検討
 - ・無許可・不適正業者への対応状況
 - ・許可業者への規律強化に対する意見
4. その他意見
5. まとめ

1. 本県の現況

(1) 組織体制 (令和7年4月1日現在)

○所管部署

- 本庁担当課（ヤード・残土対策課）
- 出先機関（地域振興事務所 10 か所）

○職員数

- ・ 60名（本庁9名、出先機関51名）

※千葉市、船橋市及び柏市の区域は、保健所設置市である同市が所管

(千葉県管内図)



1. 本県の現況

(2) 登録・許可事業者数 (令和7年3月31日現在。千葉市・船橋市・柏市を除く。)

	引取業	フロン類 回収業	解体業	破砕業
県全体	1, 0 2 6	5 0 6	3 3 7	3 3

(参考) 千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例 (平成27年4月1日施行)

○対象：自動車の原動機や動力伝達装置等の保管等の用に供する施設のうち、その外周の全部

又は一部に板塀等が存する施設

○目的：県民の生活環境の保全上の支障の防止、県民の平穏な生活の確保

○規制：対象事業者に対する届出義務、油の流出等の防止措置を講ずる義務

エンジン取引の際の相手方の確認や取引記録の作成義務

○届出ヤード数：386か所 (令和7年3月31日現在。)

2. 行政指導・行政処分状況

(1) 行政指導状況

- 解体・破砕業者について、新規・更新許可に伴う立入検査のほか、法令の遵守状況を確認するため、原則無通告で年1回以上の立入検査を行っている。
また、重大な法違反である無許可営業を行っている可能性があるため、条例届出業者に対しても同様に立入検査を行っている。
- 無許可営業や同行為を助けること等の重大な法違反を繰り返す事業者に対しては、文書により再発防止策の提出を指示する等、厳正な指導を行っている。

(令和6年度 立入検査数)

	解体業	破砕業	(参考) 条例届出
立入検査数	4 1 0	3 5	5 2 4

2. 行政指導・行政処分状況

(2) 行政処分状況（過去3年間・解体業者）

処分内容	処分理由	件数
取消処分	「他人が違反行為をすることを助けたとき」 に該当（法第66条第1号）（※）	1件
	欠格事由該当（法第66条第4号）	2件
不許可処分	欠格事由該当（法第62条第1項第2号）	1件

（※）法第66条第1号に基づく取消処分の理由

- 解体業許可を有さない者が、解体業者の事業所において、使用済自動車から法の許可を要する部品の取り外し行為を行い、法第60条第1項（解体業の許可）に違反した。
- 当該解体業者は上記違反行為が行われることを知りながら、解体に必要な工具を揃えた事業所を解体業許可を有さない者に繰り返し使用させた。

3. ヒアリング事項（① 使用済自動車にかかる動向把握）

オートオークション等の問題点（使用済自動車の判断基準）

（1）現状

- 使用済自動車とは、自動車のうち、その使用を終了したものをいう。（法第2条第2項）
- 使用済自動車とするかどうかは、様々な情報を基に、その所有者の意思により判断される。
(H25. 2. 12付け経済産業省・環境省発の事務連絡)
- 解体業許可を有しない事業者への立入検査において、以下の事例を確認した。
 - ・ 自動車の部品を多数取り外し、ほぼフレームの状態となった自動車を事故車としてオークションに出品していることを事業者から聴取した。
 - ・ 修理不能と思料される事故車から部品取りした事業者が「部品取り後の自動車を別の事業者売却する。購入した者がそれを修理し中古車として販売するので、（自身の部品取り行為は）違反ではない。」と主張した。
 - ・ 自動車からほとんどの内装部品を取り外していた事業者が「雨に濡れた部品を乾かすために取り外している。後日、取り外した部品は全て取り付けて中古車として輸出するため、使用済自動車ではない」と主張した。
- 上記事例は、使用済自動車の解体行為であることが強く疑われるが、現状の判断基準では、明確に違反認定することが困難である。

3. ヒアリング事項（① 使用済自動車にかかる動向把握）

- ・ 事業者が事故車としてオークションに出品予定と主張する車両



3. ヒアリング事項（① 使用済自動車にかかる動向把握）

- ・ 事業者が取り外した内装部品を全て元どおりに取り付けると主張する自動車
（復元後の状況を報告するよう指導したが、その後報告なし）



3. ヒアリング事項（① 使用済自動車にかかる動向把握）

（2）課題

- 現状の判断基準では、使用済自動車となっていることが外形上明らかであると思料される自動車であっても、所有者が中古車と強く主張する場合、当該自動車を使用済自動車と判断することは極めて困難になる。
- 使用済自動車と判断すべき自動車を中古車と称して流通させることは、法の目的の1つである使用済自動車のリサイクル・適正処理を阻害する可能性がある。
また、部品取りに対する違反行為の認定が困難となるため、無許可営業の横行を招き、解体業の許可制度が破綻するおそれがあると考ええる。

（3）意見等

前出の事務連絡において、所有者の意思に関わらず「使用済自動車となっていたことが外形上明らかである」行為として、ハーフカットやエンジンの取外し等が挙げられているが、実態を踏まえ、客観的な状況に基づき使用済自動車と認定できる場合を追加する等、判断基準を見直すことを検討していただきたい。

3. ヒアリング事項（② 不適正な解体業者等の実態把握と対応の検討）

（１）無許可・不適正業者への対応状況（もぎ取り解体）

ア 現状

- 法施行当初に経済産業省・環境省が作成した事業者向けパンフレットにおいて、解体業者の監督・責任のもとで行われる外部の者による部品取りは「もぎ取り解体」として許容されることが示されている。
- 過去に開催された国と自治体の連絡会議において、経済産業省・環境省から「もぎ取り解体」は法施行に伴う経過措置的側面がある旨の見解が示されている。
- 解体業者の事業所への立入検査において、解体業者の監督が行われていない状況で、許可を有さない者が解体している事例を複数確認している。

当該解体業者は「他人が違反行為をすることを助けたとき」（法第66条第1号）に該当する可能性があるが、「もぎ取り解体」を主張する者がいるため、このような状況を確認する度に、解体業者が在所していることに加え監督まで行っているか、標準作業書に従って行われているか等について確認している。

3. ヒアリング事項（② 不適正な解体業者等の実態把握と対応の検討）

解体業者の事業地において許可を有しない者が解体している状況（立入直後の様子）

・ 事例 1



従業員が不在の状況で、許可を有しない者（バイヤー）のみでトラックを解体している。

➡ 「もぎ取り解体」には該当せず、
違法性の認定が容易

・ 事例 2



従業員（左）がフォークリフトを運転する中、許可を有しない者（バイヤー）がトラックを解体している。

➡ 「もぎ取り解体」に該当する可能性があり、
違法性の認定が困難

3. ヒアリング事項（② 不適正な解体業者等の実態把握と対応の検討）

イ 課題

- 解体業者の事業所において、許可を有さない者による解体行為の違法性を認定するに当たり、「もぎ取り解体」が許容されていることが支障となっている。
- 許可を有する者が、自らの責任と称して、許可を有しない者に部品の取外行為をさせることは、法違反行為（無許可営業）を助長させるものであり、許可制度自体を形骸化させ、ひいては自動車リサイクル法の趣旨をゆがめるおそれがある。

ウ 意見等

法に規定のない「もぎ取り解体」については、法施行後20年が経過していることを踏まえ、禁止としていただきたい。

3. ヒアリング事項（② 不適正な解体業者等の実態把握と対応の検討）

（2）許可業者への規律強化に対する意見

ア 現状と課題

- 法令に基づき、事業所が施設基準に適合していること、標準作業書を常備し従業員へ周知していること等について審査した上で、許可している。
- 解体業者への立入検査において、以下のとおり不適正に営業している事例を複数確認している。
 - ・ バッテリーやタイヤ、廃油・廃液等の回収を行っていない自動車を解体自動車として、他業者に引き渡す。
 - ・ 取外し元の使用済自動車を把握できない状態で、エアバッグ類を大量に保管する。
 - ・ 移動報告を適正に行っていない。（遅延発生、解体自動車の引渡先相違）
 - ・ 使用済自動車及び解体自動車に係る保管基準に従っていない。
- 上記のような不適正な解体業者への指導において、法令を理解していない者や法令を遵守する意思がない者が多数いることを把握している。

3. ヒアリング事項（② 不適正な解体業者等の実態把握と対応の検討）

- ・ タイヤ（回収義務品）が残ったまま流通している解体自動車



3. ヒアリング事項（② 不適正な解体業者等の実態把握と対応の検討）

- ・ 取外し元の使用済自動車を把握できない状態で保管されているエアバッグ類



3. ヒアリング事項（② 不適正な解体業者等の実態把握と対応の検討）

- ・ 囲い付近に解体自動車を3段積みで保管している状況（保管基準違反）



3. ヒアリング事項（② 不適正な解体業者等の実態把握と対応の検討）

イ 意見等

- 事業者が法令に従い営業できる知識・技能を有しているかについても審査事項に追加する等、適正に営業できることが確実な業者に対してのみ許可できるよう、制度設計の見直しを検討していただきたい。
- なお、本県では、適正な営業を促すため、解体業の新規許可に当たり、従業員が理解できる言語による作業手順書の作成や、解体を行うに当たり必要な知識・技能の習得に努めること（J A R Cが主催する事業者向け研修への参加を例示）を指導している。

4. その他意見

(1) 欠格要件該当者の把握方法

ア 現状と課題

- 本来は欠格要件に該当した時点で取消しの対象となる登録・許可業者が、1年以上も営業を続けていた事例が発生している。
- 上記事例は、事業者が欠格要件に該当した場合に、自治体が速やかに把握できる手続きが制度上ないことが一因と思料され、現状では、登録・許可要件に該当しない者が一定期間（最長5年間）業を継続してしまう可能性がある。

イ 意見等

「法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除する」という欠格要件の趣旨を踏まえ、登録・許可業者が欠格要件に該当した場合、その旨を自ら届け出ることを義務付ける規定を設ける等、自治体が欠格要件該当者を速やかに把握できる手続きの創設を検討していただきたい。

※ 廃棄物処理法：欠格要件該当者に届出を義務付け（第7条の2第4項、第14条の2第3項）

4. その他意見

(2) 許可取消処分^{きそく}の羈束行為化

ア 現状と課題

- 許可業者が取消事由に該当した場合の許可取消処分について、自動車リサイクル法では各自治体の裁量行為とされている一方、廃棄物処理法では羈束行為とされている。
- 使用済自動車等は廃棄物とみなされ、自動車リサイクル法の許可業者に対し廃棄物処理法の規定が適用される場合がある等、廃棄物処理法と自動車リサイクル法は密接な関係にあるが、同様の取消事由に該当した許可業者に対する処分に違いが生じている。

イ 意見等

廃棄物処理法と自動車リサイクル法の規制内容の均衡を図るため、自動車リサイクル法における許可取消処分を羈束行為化することを検討していただきたい。

※ 廃棄物処理法：都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。（第14条の3の2第1項柱書）

自動車リサイクル法：都道府県知事は、解体業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。（第66条柱書）

5. まとめ

- 本県において、法令に基づき行政指導や行政処分を行う中で、自動車リサイクル制度の適正な施行に当たり、様々な課題を認識している。
- 本会議における評価・検討や各自治体の取組状況等を踏まえ、登録・許可業者による再資源化が適正に行われるような制度設計を検討していただきたい。